

江戸川区公契約審査会 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札の参加資格について、江戸川区公契約条例第 16 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	令和 8 年 6 月公告予定の江戸川区立中小岩小学校改築工事における入札参加資格
別紙のとおり、江戸川区立中小岩小学校改築工事における入札参加資格を定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

入札参加資格（建築）

別紙

入札参加資格

次の要件に該当する単独企業又は建設共同企業体とします。

項目	詳細
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。
(2)建設業許可	単独企業の場合には、「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第1順位者が「建築工事業」の特定建設業許可を受けており、第2・第3順位者が「建築工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。
(3)技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第1順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第2・第3順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。
(4)工事成績	入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事（建築）で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。
(5)指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。
(6)経営状況	経営不振の状態にないこと。（財務諸表等により財務状態を確認します）
(7)業者登録	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者であって、「建築工事」を申込業種として登録していること。
(8)参加形態	1）江戸川区内に本店を置く者 格付 ■単独企業 令和7・8年度江戸川区建築工事格付（以下「区建築格付」という。）Aの者であること。 ■2者による建設共同企業体 2者共に区建築格付Aの者であること。 ■3者による建設共同企業体 第1順位者 区建築格付Aの者であること。 第2・第3順位者 区建築格付B以上の者であること。 2）江戸川区外に本店を置く者 格付 ■単独企業 公告日時点の建築工事に係る電子調達サービスで算出された共同格付がA-150位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,200点以上の者であること。 ■2者による建設共同企業体 第1順位者 公告日時点の建築工事に係る電子調達サービスで算出された共同格付がA-150位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,200点以上の者であること。 第2順位者 区建築格付Aの者であること。 ■3者による建設共同企業体 第1順位者 公告日時点の建築工事に係る電子調達サービスで算出された共同格付がA-150位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,200点以上の者であること。 第2・第3順位者 区建築格付B以上の者であること。

項目	詳細	
	建設共同企業体における出資比率 ■第1順位者 構成員中最大とすること。 ■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区建築格付Bの場合は20%)とすること。 ■第3順位者 20%以上(ただし、区建築格付Bの場合は20%)とすること。	建設共同企業体における出資比率 ■第1順位者 構成員中最大とすること。 ■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区建築格付Bの場合は20%)とすること。 ■第3順位者 20%以上(ただし、区建築格付Bの場合は20%)とすること。
(9)暴力団等排除措置	江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。	

ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。

令和8年6月22日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝男



答 申 書

令和8年6月15日付け、26総契送第106号で諮問のあった、令和8年6月公告予定の江戸川区立中小岩小学校改築工事における入札参加資格について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	令和8年6月公告予定の江戸川区立中小岩小学校改築工事における入札参加資格
審議結果・ 答申内容	令和8年6月公告予定の江戸川区立中小岩小学校改築工事における入札参加資格の設定は、適切であると認めます。